

# 精神障害を理由とする免責規定に関する一考察

勝 野 義 人

## 1. はじめに

生命保険における災害関係特約では、ほとんどの約款において、被保険者の精神障害を原因とする事故を免責とする定め（以下、「精神障害免責」という。）を置いている。

実務上、保険者側が、当該規定による免責を主張することは少なくはないものの、これまで精神障害免責について正面から問題となった裁判例は少なく、また、学界においても活発に議論の対象とされたような形跡は見当たらない。

それ故、同免責についての記載がある文献等は多くないものの、高齢化が進み、今後とも高齢者が増加していく状況にある我が国においては、認知症等を発症した高齢者が保険事故を発生させることも増加する傾向となるものと考えられ、このような保険事故が生じた場合などには、保険者側が精神障害免責を主張する事案も増加することが予想される。そのため同免責規定の適用範囲につき検討を行い、今後の実務においてどのような運用を行うことが望ましいのか、規定の趣旨等を踏まえ考察する。

また、事案によっては、同免責規定が主張された場合の同規定の約款上の規定の仕方や並べ方に関して、違和感を覚える保険契約者・保険金請求者がいるのではないかと考えられるとともに、規定の趣旨や適用範囲につき、契約者側、すなわち消費者側に対してしっかりと説明がなされているかについては疑問がないとはいえない。そのため、同免責規定に合理性があるか、規定の仕方が適当であるか否かについても検討を行う。

## 2. 災害関係特約・傷害保険における免責条項の概要

### (1) 法定免責規定

まず、災害関係特約は、生命保険契約に付加された被保険者の傷害を給付事由とする傷害保険の一種であり<sup>1</sup>、保険法における傷害定額保険の規定が適用される。また、傷害保険契約や傷害特約においても、定額の保険給付がなされる場合は同規定が適用される。

保険法は、傷害定額保険の免責事由として、被保険者に関するものとしては、「故意または重大な過失により給付事由を発生させたとき」（保険法80条1号）と「戦争その他の変乱によって給付事由が発生したとき」（同条4号）を規定している（なお、任意規定である（同法82条参照））。

### (2) 約款上の免責規定

災害関係特約（傷害特約）の約款上は、被保険者に関するものとして、一般的に、①

---

<sup>1</sup> 潘阿憲・保険法概説 285頁（中央経済社、2010）

故意又は重大な過失により生じた災害，②泥酔の状態を原因として生じた災害，③精神障害の状態を原因として生じた災害，④犯罪行為により生じた災害，⑤法令に規定する運転資格を持たないで運転している間に生じた災害，⑥法令に規定する酒気帯びまたはこれに相当する運転をしている間に生じた災害，⑦地震，噴火または津波により生じた災害，⑧戦争その他の変乱により生じた災害が，免責事由として規定されている。<sup>2</sup>

損害保険系の傷害保険の免責規定も，概ね災害関係特約と同様であるが<sup>3</sup>，精神障害免責に対応するものとして「心神喪失」を免責（以下，「心神喪失免責」という。）とする。

以下では，本稿の考察対象となる「精神障害の状態を原因として生じた災害」とはどのような場合を指すのか，傷害保険における「心神喪失免責」の規定も併せて検討する。

### 3. 精神障害という用語の一般的意義

近時，約款の解釈として，辞書などで使用されている一般的な用語の意味から，一般人に分かりやすく解釈をするという手法が裁判実務においても多く見られるため，まずは，一般的な用語の意味を確認する。

(1) 辞書では，「精神障害」とは，「①精神疾患の総称。原因により先天性・内因性・心因性・外因性に分けられる。知的障害・パーソナリティ障害・統合失調症・躁鬱（そううつ）病・神経症・精神作用物質による急性中毒や依存症など。精神異常。②精神疾患およびその後遺症によって日常生活に支障をきたしている状態。」<sup>4</sup>と説明されている。

(2) 医学用語としての精神障害とは，「精神病 psychosis や神経症 neurosis などの狭義の精神疾患の他に，精神発達障害・性格傷害・人格反応など，平均より偏りのある精神状態や行動異常も含めた状態をいう。漠然とした包括的な言葉で定義が難しいことや障害という言葉は疾病というよりはすでに固定した状態を指すので厳密には誤用であるなど，この用語に関しては問題となることが多い。しかし mental disorder などの和訳として，一般によく使用され，国際疾病分類でもこの言葉を採用している。法的にもしばしば用いられているが，そこでの定義は必ずしも学問的なそれとは同じではない。」<sup>5</sup>と

<sup>2</sup> これらの内，②泥酔と③精神障害とを同じ条項内に規定している約款もあるが，内容としては概ね上記の①～⑧の免責規定を置いている。

<sup>3</sup> 概ね，①故意・重過失，②自殺行為，犯罪行為または闘争行為，③無免許運転，酒気帯び運転，薬物等の影響下での運転，④脳疾患，疾病または心神喪失，⑤妊娠，出産，早産または流産，⑥外科手術その他の医療処置，⑦刑の執行，⑧戦争等の事変又は暴動，⑨地震・噴火・津波，⑩核燃料物質によるもの等が規定されている（東京海上日動火災「普通傷害保険」，損保ジャパン日本興亜「傷害保険」等）。

<sup>4</sup> 大辞林 第三版（三省堂，2006）。また，デジタル大辞泉（小学館）では，「精神に異常のみられる状態。脳の器質的変化や機能的障害によって、さまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れる状態。【補説】精神病・神経症・統合失調症・妄想性障害・気分障害などの精神疾患や、精神に作用する物質による急性中毒や依存症、精神遅滞、人格・行動・心理的発達・情緒などの障害が含まれる。医学・福祉・法律など用語が使用される分野によって意味・内容が異なる場合がある。」と説明される。

<sup>5</sup> 南山堂 医学大辞典（南山堂，2006）。また，国際疾病分類（ICD-10）では，精神及び行動の障害に含まれるものとして，「①症状性を含む器質性精神障害，②精神作用物質使用による精神及び行動の障害，③統合失調症，統合失調症型障害および妄想性障害，④気分（感情）障害，⑤神経症

説明がされる。

(3) このように、精神障害という言葉は一義的なものではなく、精神障害免責の規定を考察する上では、一般的に使用されている用語に沿った解釈という観点のみから検討することは困難である。同免責規定が裁判において争いとなった場合に、一般的な用語の意義のみから「精神障害」という文言を解釈するのは必ずしも適当といえない。<sup>6</sup>

#### 4. 免責規定にいう「精神障害」とはどのような状態を指すか

##### (1) 精神障害免責の趣旨からの検討

ア 精神障害免責の趣旨については、大要以下のように説明されている。

例えば、「災害関係特約においては被保険者が一定の注意力・判断力を有し、危険を回避しようとするのが前提となっていることから、精神障害中にある者はその前提を欠くため、免責事由とされている。」とした上、「『精神障害』とは、危険予見能力を著しく欠いており、故意・重過失の適用が困難な程度の精神障害の状態をいう」<sup>7</sup>と説明するもの、また、「不慮の事故の要件の1つである偶発性の欠如、すなわち、危険予知・回避能力の欠如という点に着目して免責事由とされている」<sup>8</sup>と説明がされているものがある。

さらに、傷害保険における心神喪失免責の趣旨と傷害特約における精神障害免責の趣旨とを一緒くたに説明するものもあり、「傷害保険では、疾病以外に脳疾患、心神喪失を、傷害特約でも精神障害、泥酔を免責事由としている。これらはいずれも注意力・判断力を欠いた状態での事故で、これらを欠いた者に対しては、そもそも予知、回避対応を求めることが不可能である。ゆえに正常な判断能力を有しない程度の重度の精神障害状態にあることが要件となってくる」<sup>9</sup>とする。

---

性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害、⑥生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、⑦成人の人格および行動の障害、⑧精神遅滞、⑨心理的発達の障害、⑩小児期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害」の10項目が挙げられる。

<sup>6</sup> この点に関しては、自殺免責条項の適用判断における「精神障害（障碍）」の判断においても妥当するといえよう。「精神障害中の自殺免責の適否」の判断としては、大判大正5年2月12日民録22輯234頁を先例として、近時の裁判例として、東京高判平成13年7月30日生命保険判例集第13巻617頁、大阪高判平成15年2月21日金判1166号2頁等がある。なお、自殺免責における「精神障害」については、本稿の考察対象ではないため、本稿では検討しない。

<sup>7</sup> 日本生命保険生命保険研究会編・生命保険の法務と実務【改訂版】260頁（きんざい、2011）。また、福田弥夫＝矢作健太郎＝平澤宗夫編・生命保険の法律相談251頁（学陽書房、2006）においても、「『精神障害』とは、合理的判断能力（危険を予見・回避する能力）を欠いて、『故意』や『重大な過失』による免責の適用が困難な程度の精神障害の状態」と説明している〔佐藤大喜〕。

<sup>8</sup> 一般社団法人生命保険協会編・平成26年度生命保険支払専門士テキスト101頁（2014）。また、日本生命保険相互会社約款解説書作成プロジェクトチーム・約款解説書145頁（1982）も、精神障害免責の趣旨を、偶発性の要件を充たさないことにあると説明する。同書144頁では、精神障害とは、死亡保険金についての自殺免責とはならない程度の重度の精神障害の状態といい、具体的には精神異常から精神薄弱までを含み、心身を喪失し、自由な意思決定をなさない状態を指す、としている。

<sup>9</sup> 塩崎勤＝山下丈＝山野嘉朗編・【専門訴訟講座③】保険関係訴訟（民事法研究会、2009）441頁。また、本文の記載に引き続き、傷害保険約款における「心神喪失は、具体的には、脳卒中、脳こうそく、脳炎、てんかん等が含まれるごとくである。これによれば、傷害特約の精神障害についてもてんかんも含めて同様に解する余地がある。」とする。

イ 上記の趣旨説明のうち、「偶発性（偶然性）の欠如」を根拠に挙げている見解に対しては、次のような批判がある。すなわち、「偶然とは、原因又は結果の発生が被保険者によって予知できない状態を意味するから、それが外形的にみて故意による事故招致であったとしても、自由な意思決定ができない状態の被保険者にとってはなお偶然の出来事と解さざるを得ない」<sup>10</sup>とするものである。その上で、「精神障害免責の趣旨は、精神障害のような被保険者の身体内部に原因がある事故（内因性の事故）は本質的に傷害保険にはなじまないし、予知・回避対応を求めることができないものは保険保護の対象から外すという保険会社の商品設計にあるのであって、保険事故の成立要件である偶然性や外来性とは必ずしも結びつかない」とする。

確かに、一部の実務書が説明するように、偶発性が認められるためには当該被保険者の危険予知・回避能力が前提として必要であるという点は理解できるが、精神障害免責の趣旨は、あくまで偶発性の前提となる「危険の予知・回避能力」が認められない者が発生させた事故を保険保護の対象外とする商品設計上の観点から設けられたと解すべきであり、偶発性と論理的には直接結び付かないと考える。

ウ このように、趣旨に沿って免責条項に該当する「精神障害」の意味を検討するならば、個別具体的に、当該被保険者が、「事故当時、危険に対する合理的な判断能力を有していたか否か」を検討し、個々の事例毎に判断するほかないこととなりそうである。

また、災害関係特約における「精神障害」と、傷害保険における「心神喪失」<sup>11</sup>は、同趣旨と考えて差支えないといえる。<sup>12</sup>

## (2) 裁判例の検討

### ア 災害関係特約における精神障害免責を認めたもの

#### ① 福島地判平成17年8月26日生命保険判例集第17巻②635頁

脳腫瘍による認知症を罹患している被共済者Aが脳梗塞の併発により入院している間に病院の非常口のベランダから転落死した事案である。Aは死亡当時67歳であり、「痴

<sup>10</sup> 山野嘉朗・保険事例研究会レポート249号9頁（2011）。私見も、精神障害状態下においては、被保険者の意思の介在がないという点で、「偶然性（偶発性）に欠ける」との説明はできないものと考えられる。

<sup>11</sup> なお、傷害保険における「心神喪失」の意義について、『心神喪失』は一般に精神の障害により事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁別に従って行動する能力のない状態をいう」と説明する裁判例（東京高判平成26年4月10日判時2237号109頁（裁判例⑤））がある。同裁判例は、心神喪失免責の趣旨につき「心神喪失にある者は、意識しないうちにあって自らを傷害が発生する危険性の高い状況においてしまうことがあるため、その危険が実現して生じた障害についてまで保険給付の対象とすることは適当ではないとの趣旨に基づく」と説明し、さらに「心神喪失と発生した保険事故との間に相当因果関係が認められる場合に免責される」と、心神喪失状態と傷害との間の相当因果関係を要するとする。

<sup>12</sup> 「精神障害」免責と「心神喪失」免責という文言が異なるにもかかわらず、同様の趣旨として解釈適用することにつき、疑問があるのではないかという点については、本文「7.」参照。なお、災害割増特約の場合には、主契約部分の保険金は支払われ、その割増部分が問題となるのに対して、傷害保険の場合には、保険金の支払がオール・オア・ナッシングとなる関係から、その範囲を異にする可能性を窺わせる裁判例として、裁判例①が挙げられる。その点に関する判示は、注48）参照。

呆重症度は非常に高度」と認められていた。また、看護記録において「異常行動に注意が必要」と、看護計画に「意識障害があり不穏を伴い、安静が守れず転落の危険がある」と記載されていた。

判決は、「本件の転落がAの認知障害を原因としていることも動かし難い事実であり、そうすると、上記災害は、被共済者であるAの精神障害の状態を原因として生じたものと判断せざるを得ない。」とし、共済者の免責を認めた。

同判示によれば、少なくとも、非常に重度の認知障害が認められる場合には、「精神障害」と認定されることとなる。

#### ② 神戸地判平成21年7月13日（保険事例研レポート第249号1頁）

重度認知症のXが、国道を横断しようとして自動車にはねられ後遺障害を負った事案。

判決は、「本件事故現場付近の道路の状況は、客観的に一見して明白であり、容易に認識することができ」、「Xは、本件事故当時、68歳と高齢であったところ、認知症等がなくても、一般的には加齢に伴う運動能力の低下により機敏な動きを取ることが必ずしも容易ではない年齢であることからすれば、通常の判断能力を有する者であれば、自らの年齢・運動能力を踏まえた上で、上記のような道路の状況を認識すれば、本件事故現場付近で、歩道橋（あるいは、更に離れた位置にある信号）を利用することなく車道を横断しようとするとは想定しがたい」とし、また、「Xの認知症の程度が相当に重症であった」ことを事故状況及び主治医意見書等から認定した上で、Xが「本件事故現場付近で車道を横断したことは、認知症の影響により、本件事故現場付近の状況を正確に認識することができなかつたためであると推認することができ、……本件交通事故は、Xの認知症という精神障害に起因するものといわざるを得ない」として、精神障害免責の適用を肯定した。

同判示は、「通常は車道を徒歩で横断することが想定し難い本件事故現場付近で車道を横断したことは、認知症の影響により、本件事故現場付近の状況を正確に認識することができなかつた」ことをもって精神障害に該当するとしている。また、重度の認知症が精神障害に該当するという点では①と同様である。

#### イ 災害関係特約における精神障害免責の適用について触れたもの

#### ③ 大分地判平成18年9月26日生命保険判例集18巻641頁

加齢に伴う認知症の症状が出ており、物忘れ、判断能力の低下（失認）などがみられるようになったAが、上り二車線・下り一車線の国道の斜線中央線付近をふらつきながら歩行中に、自動車の右サイドミラーに衝突され傷害を負ったものの、その後もなお道路上を歩行し、後方から走行してきたCの車の前部に衝突される事故に遭い、頭蓋底骨折、脳挫傷等の傷害を被り、1年弱後に当該脳挫傷に起因する呼吸不全により死亡した事案である。

本件に関しては、Aの重過失免責が認められたものの、精神障害免責の適用に関し、

判決は、「仮に、重過失の有無の判断の際に、Aの認知症の状態を考慮することができたとしても、亡Aの認知症は、加齢に伴う認知症の始まり程度の段階（又は軽い認知症）との証拠があり、これによると意思能力は十分存在していたのであるから、……亡Aの重過失であるというほかない。また、亡Aの認知症が、進行したものであるとするなら、本件重過失免責条項には該当しなくても、別の免責条項（「精神障害を原因とする事故」）に該当するものというべきである。」とした。

同判示は、被保険者が軽度認知であったことから、意思能力<sup>13</sup>は「十分に」認められるものとし重過失免責を認めたものの、傍論において、認知症が「進行」すれば、「精神障害」に該当すると判断している。同判示によっても、重度認知症の場合には精神障害に該当することになると考えられるが、どの程度の進行具合を要するかという点には触れていない。

#### ウ 傷害保険<sup>14</sup>における心神喪失免責を認めたもの

##### ④ 東京高判平成20年9月24日交通民集41巻5号1171頁

被保険者Aがパンツ姿で、かつ、高速道路から一般道路へ降りる流出路上に横臥しているところを自動車に轢かれて死亡した事案である。Aは、死亡時に、違法薬物の影響により情緒障害・顕著な認知障害等の症状が生じており、上記の状態となっていたことが認定されている。判決は、「本件事故の原因となるAの路上横臥は、Aが薬物により精神、神経に障害を来した結果生じたものというべき」で、約款によれば、「被保険者の『心神喪失』によって生じた障害を」「保険者の免責事由としていること、『心神喪失』は一般的には精神の障害により事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁別に従って行動する能力のない状態と理解されていることからすると、Aが轢かれた本件事故による傷害は、被保険者であるAの『心神喪失』によって生じた障害と認めるのが相当である」として免責を認めた。

この判示によれば、薬物によって「事物の理非善悪を弁別する能力又はその弁別に従って行動する能力のない状態」となった場合にも、「心神喪失」が認められるとしており、この理解は、災害関係特約における「精神障害」においても妥当するといえよう。

#### エ 検討

裁判例①②③は、いずれも認知症に関するものであり、被保険者が重度認知症に罹患している場合には、典型的に免責規定にいう「精神障害状態」と認められ易いといえる。

また、精神障害免責・心神喪失免責が認められた裁判例①②④においては、客観的事

<sup>13</sup> 山野・前掲注10) 8頁は、「判旨のいう意思能力の趣旨は必ずしも明らかではない、意思能力とは有効に意思表示をする能力のことで、契約などから生じる法的な効果に拘束される前提として問題とされるが……、おそらくは、……①結果を予見する能力、②結果を回避する措置を講じる能力のことをいわんとしているのであろう」と指摘される。私見としても、精神障害免責を検討するにあたり、「意思能力」の有無というメルクマールの立て方、また、言葉の使い方は適当でないを考える。

<sup>14</sup> 厳密には、家族傷害保険と、団体傷害保険に付加されている交通傷害保険における、「心神喪失免責」である。

情からいずれも行為の異常性が認められる上、医的な判断に基づき行為の危険性の認識を欠いていること、すなわち、「精神障害（心神喪失）」が認定されている事案であった。反対に、裁判例③は、被保険者の認知症が「軽い認知症」であったことを証拠から認定しており、免責規定にいうところの「精神障害状態」にはなかったと判断している。したがって、客観的事情のみならず、被保険者個人の判断能力（危険予知・回避能力）の判断に関しては、相当程度医的な見解が重視されることとなるといえよう。なお、裁判例④は、違法薬物の影響により精神障害状態となった場合にも心神喪失免責の適用を肯定しており、近時危険ドラッグ等の問題も増加していることからしても、今後の実務上参考になると考える。

いずれにせよ、上記各判示によれば、被保険者がその原因に関わらず、事故当時、危険に対する予知・回避能力がない場合には、精神障害免責の適用が肯定されるといえる。

### (3) 小括

以上、規定の趣旨や裁判例を検討した結果として、複数の類型があり、かつ、多義的である「精神障害」という一般的用語の意義のいずれに該当するか否かという観点にはそれほど重要ではなく（すなわち、一般的な用語の意味の一つに該当するため、免責規定における精神障害に該当すると判断することは妥当でない。）、あくまでも、当該被保険者の「危険に対する予知・回避能力の有無」というメルクマールに従い、適用にあたっては、個別具体的かつ制限的に検討されるべきであると考えられる。

## 5. 精神障害の状態を「原因として生じた」災害の意味

### (1) 因果関係<sup>15</sup>

ア 約款文言上、「精神障害の状態を原因として生じた災害」（または「精神障害の状態を原因とする事故）」と規定されている以上、被保険者には危険に対する合理的な判断能力が認められないとして精神障害状態にあったことが認められるとしても、免責が認められるためには、その精神障害状態と災害（傷害）との相当因果関係が認められなければならない。また、傷害保険の心神喪失免責においても、心神喪失と傷害との間に相当因果関係が認められなければならないものと解する。<sup>16</sup>被保険者が、精神障害・心神喪失中であっても、全く別の要因から災害が発生した場合（例えば、重度認知症であるが、普通に歩道を歩いていたら自動車が歩道に突っ込んできたために事故に遭い傷害

---

<sup>15</sup> なお、本稿の検討対象ではないが、「疾病による精神神経障害にある者の溺水・窒息、異物による不慮の事故」という免責事由においては、精神神経障害と災害との間に因果関係があることは必要とされていない。その理由は、精神神経障害がある場合の該当事故率の高さを理由に、一律その危険を担保しないこととしているという趣旨が前面に出ていることにある。また、この免責規定においては、除外事由を重度の障害に限定してはいない（東京地判平成 17 年 1 月 21 日生命保険判例集第 17 卷① 29 頁参照）。

<sup>16</sup> 前掲注 11) 参照。

を負った場合等<sup>17)</sup>には、これら免責事由の適用はないこととなる。この点、上記で検討した裁判例①②④は、いずれも因果関係は問題なく認められるものといえよう。

#### イ ⑤ 東京高判平成26年4月10日判時2237号109頁（注11）

心神喪失と傷害との間に因果関係が認められなかったものと評価できる事案である。当該事案は、傷害保険<sup>18)</sup>の被保険者Aが、多量の飲酒により急性アルコール中毒の状態で睡眠中、吐瀉物を誤嚥したことによる死亡事故であるところ、外来性、疾病免責、心神喪失免責が問題となった。

心神喪失免責の適用判断について、判決は、「死亡という結果をもたらした吐瀉物の誤嚥事故は、亡Aが飲酒による一時的な心神喪失状態又はその影響が残存している状態の下で発生したものであることは間違いのないとしても、その前提となった嘔吐は嘔吐神経が刺激されたことによる反射によって胃の内容物が吐き出されたものと認められるところ、本人の意思で制御できるものではなく、精神の障害により是非善悪を弁識する能力がないことやその弁識に従って行動する能力のない状態にあることを原因として発生したものであることはできない」とした。その上で、「嘔吐に続いて生じた誤嚥は、一般的咀嚼能力や嚥下能力や気道反射の低下等によってもたらされるものであり、意識が清明な状態でも起こり得るものであって、心神喪失状態にあれば高い確率で発生するというものではない」として、「心神喪失状態にあったことが原因となって発生した事故とはいえない」と判断した。

#### (2) 被保険者の行為性の要否について

ア ところで、免責規定にいう精神障害・心神喪失の状態には、様々な種類・類型がある。一般的には、被保険者が統合失調症や重度の認知症に罹患していた場合に同免責の適用対象となることが多いと思われるが、なるほど、裁判例⑤のように泥酔状態・急性アルコール中毒となって事理弁識能力を喪失した場合等も「心神喪失状態」といえよう。<sup>19)</sup>

この点、被保険者が、「急性心筋梗塞の発作」により作業中の電柱上から転落し死亡し、災害割増特約や傷害保険にいう事故の外来性が認められなかった事案<sup>20)</sup>について、中西正明教授は、精神障害免責の検討もされるべきであったとされる<sup>21)</sup>。その上で、当

<sup>17)</sup> 福田弥夫・保険事例研究会レポート220号1頁（2007）10頁は、「精神障害にある者が施設等への搬送等のために自動車の搭乗中交通事故に遭遇して死亡した場合には、精神障害を原因とする事故には該当しない。」との例を挙げる。

<sup>18)</sup> 海外旅行保険契約，傷害保険契約，及び，普通傷害保険契約である。

<sup>19)</sup> なお、既述のとおり災害関係特約においては「泥酔の状態を原因とする災害」も免責とされている。当該免責規定の趣旨も、大要、精神障害免責の趣旨と同様と説明されている。

<sup>20)</sup> 名古屋地判平成15年1月22日生命保険判例集15巻42頁（保険事例研究会レポート190号1頁〔井本陽子「判批」〕（2004）参照）。なお、平成19年以前の裁判例であるため、外来性に対する判断のなされ方は現在とは異なるものと考えられる。

<sup>21)</sup> 前掲注20)20頁〔中西正明〔追加説明〕〕参照。その前提として、ドイツの傷害保険約款の免責事由である「精神又は意識の障害による傷害」（1994年約款2条1項1号）が、ドイツの判例上「保



該事案の判旨が「被保険者は『急性心筋梗塞の発作により転落』したものであるが、この事実認定は、急性心筋梗塞の発作により『認識能力及び反射的行動能力の高度の障害が生じ、そのために転落した』との趣旨を当然に含んで」おり、「本件の場合には、『被保険者の精神障害』による事故であり、そのことから保険者免責の結論を導くことができる」と説明される。

この事案のように、被保険者に急性心筋梗塞や脳梗塞等が発症した場合には、一時的に精神障害・心神喪失の状態となることがあるという点には異論はない。しかしながら、そこから発生した事故について、精神障害免責や心神喪失免責を適用できるかは疑問である。なぜならば、そのような場合には、これら免責事由のそもそもの趣旨と相容れないと考えられるからである。すなわち、これら免責事由が念頭に置いているのは、「危険予知・回避の能力を欠いている状態において危険が認識できない状態で危険な行為をした」ということであろうと考えられ、そうすると、あくまでも、被保険者がとる行為の選択肢がある場合に、危険を予知できずに当該行為を選択した（かつ、その後の回避対応もできなかった<sup>22</sup>）という意味での、ある程度の能動的な行動（以下、このような行動があることについて、便宜上「行為性」と呼ぶこととする。）が必要と考えられ、その意味で事故を「招致した」といえるような客観的な状況が必要と考えられる。

上記の事案のように、疾病により一時的に精神障害状態となった者がその場から転落してしまったような場合は、危険に対する判断能力等が問題となっているわけではないから行為性もなく、むしろ身体的な能力が問題となっているのである（その原因が疾病であれば疾病免責の適用可否を検討すべきであろう）。他方、裁判例④のごとく、薬物等の影響によりその場所まで自ら赴き、道路上に横臥して自動車に轢かれるとか、裁判例②のように重度認知症により車道を横断して自動車に轢かれたとか、重度認知症により徘徊をしている最中に線路内に立ち入り電車に轢かれた等の場合には、被保険者の行為性は認められる。

イ このように考えると、前掲裁判例⑤においても次の指摘ができるのではないだろうか。すなわち、同判決は、急性アルコール中毒により心神喪失状態となっていたこ

---

険技術上の要請から一定の高度の危険を保険保護の範囲から除外する趣旨のものであり、『精神又は意識の障害』とは、疾病、アルコールの引用又は薬物による認識能力および反射的行動能力の高度障害をいうと解している」と説明された上、「人は、通常は自分が置かれた状況を正しく把握し、自分の生命身体にとって危険な状況があれば、それに対応して安全措置を講ずる能力を持っている。被保険者が疾病・アルコールの飲用等によりこの能力を著しく阻害されている場合が、約款にいう精神障害又は意識障害がある場合に当たる（グリム・傷害保険約款注釈書第3版（2000年）117頁）。」とし、日本の約款における精神障害免責も同様の解釈が可能であるとされる。しかしながら、私見としては、「反射的行動能力の高度の障害」という、反射的にせよ、行動能力の障害までは、「精神障害」という文言からは読み取れるとは考えられず、前述した一般的な用語の説明及び近時の裁判における文言解釈から相当かけ離れるものと考えられ、そこまで含めるというのであれば約款の文言を変更しなければならないと考える。

<sup>22</sup> 身体能力的に回避対応ができなかったということだけでなく、回避対応を取ることができない（そのように考えられない）ような精神障害状態であったという意味である。

とは認めながら、事故の原因は心神喪失ではないとして因果関係を認めなかったものであるが、その趣旨は、睡眠中の吐瀉物誤嚥については、被保険者に採り得る行為の選択肢がない状況で発生したものであり、行為性が認められない点にあるとも捉えられないだろうか。<sup>23</sup>

ウ なお、被保険者の行為性という点に関しては、傷害保険における「心神喪失免責」と簡易生命保険における「精神障害中に招いた事故」という免責規定が審理され、いずれの免責も否定された、裁判例⑥大阪地判平成18年11月29日判タ1237号304頁が参考になる。この事案では、認知症に罹患していたA（女性60歳）が、特別養護老人ホーム（B）に短期滞在していた際、食事中にメロンパンを誤嚥し窒息して死亡し、上記免責規定が争われた。

判決は、Aの誤嚥は、Bの職員が市販のメロンパンをそのままAに提供し、介護・付添いをしていなかったという、Aの親族及び「Aにとって、およそ想定できない状況の下で発生したもの」であり、「Aの本件の事故当時の判断力の程度やその発生した状況などに照らすならば、本件事故の発生をAにおいて予知できなかった」として、誤嚥事故の主たる原因が、Bの過失にあり、結果との相当因果関係も認められると認定した。

その上で、心神喪失免責につき、「Aの初老期痴呆（認知症）という内的な疾病が主要な原因をなし、これが結果の発生に作用したものではない」と、適用を否定した。

また、簡易生命保険における「精神障害中に招いた事故」という免責条項については、同免責規定の約款上の規定のされ方等から、「保険金請求を認めるのが公平でない」と判断される場合を規定したものと解すべきであり、具体的には、被保険者が精神疾患等により精神障害の状態にある場合に、その影響下で、自ら事故を招いた場合に、免責となる趣旨で規定されたものと解する」とした<sup>24</sup>上、「Aは初老痴呆（認知症）の影響下で、自ら本件事故を招いたものとまではいい難いというべきである（また、上記の事情を考慮すると、本件で保険金請求を認めることが公平を欠くものとまではいえないというべきである。）」として、免責を認めなかった。<sup>25</sup>

この事案において、まず、心神喪失免責の規定はこれまで検討した傷害保険のものと同様であり、AがB職員から与えられたメロンパンを食べること自体の危険性を予知で

---

<sup>23</sup> 小林道生「判批」（判時2259号155頁）は、同裁判例の心神喪失免責の適用に関し、「急性アルコール中毒によって一時的な心神喪失類似の状態に陥っても、それは精神障害によるものではないとして、該当性を否定すべきであった方が簡明であった」とされ、同事例における急性アルコール中毒による一時的な心神喪失状態を、約款が規定する心神喪失状態には該当しないものと説明される。しかし、私見では、同免責規定の適用に関し心神喪失状態となった理由（原因）の如何は問われないものと考えることから、急性アルコール中毒による心神喪失状態となった場合にも、免責規定上の「心神喪失」の状態には該当することにはなるのではないかと考える。

<sup>24</sup> 同免責規定の適用に関しては、保険者側は、精神障害状態と事故との間に相当因果関係があれば、それが直接の原因と言えない場合であっても免責の対象とする趣旨であると主張していたが、判決はこの主張を排斥した。

<sup>25</sup> なお、平成19年以前の事案であり、外来性の要件に関する判断のなされ方（主張立証責任の分配）は現在の理解とは異なるといえる。現時点でどのように考えるべきかは山野・前掲注10）10頁参照。

きなかったというのであるから、当時のAの心神喪失状態は認定されていると考えられる。ただし、事故発生の主原因はBの職員の過失と認定されているため、誤嚥事故と心神喪失状態との因果関係が認められなかったと整理できる。もっとも、その趣旨としては、被保険者の行為性がないから免責されない、との判断と捉えることも可能であろう。

次に、簡易生命保険の免責規定については、「精神障害中に『招いた』事故」という「招いた」ことまで必要であるとして被保険者の行為性を必要としているように読める。そうすると、本件事故はBの職員の過失という別要因が主原因であり、自ら積極的にそのような行為をしたのではないため、「招いた」とはいえないと判断したこととなる。

一般的な災害関係特約の精神障害免責規定とは規定が異なる（「招いた」という文言は使用されていない）ため、この考えが他の災害関係特約の事案にまで影響があるかは微妙なところである。しかし、判決のいう「保険金請求を認めるのが公平でない」と判断される場合」という趣旨は、被保険者に予知回避対応を求めることができない事故を保険保護の対象から外すことを趣旨とする一般的な精神障害免責にも妥当するといえる。当該事案においてみれば、Aは、Bの職員に与えられるがままメロンパンを食したのであって、これを拒否するという選択肢はなかった（心神喪失状態であったため）ものといえ、被保険者の行為性がない以上、上記の理解からすれば、この点からも、一般的な精神障害免責の規定も適用されないということとなる。

エ 以上からすると、一般的な精神障害免責・心神喪失免責の約款文言においては、被保険者の行為性そのものは明確に読み取れないが、規定の趣旨から検討する場合、精神障害免責・心神喪失免責が認められるためには、被保険者には、少なくとも、選択肢のある状態において能動的な行為をしたこと、すなわち、客観的にその事故を自ら招いたことまで認められることを要すると考えた方が妥当であると考えられる。

もっとも、行為性という独自の要件を設定し検討するのではなく、あくまでも、精神障害が「原因として生じた」か否か、すなわち、因果関係の判断の中において被保険者の行為性の有無を判断することで足りるものとする（上記の簡易生命保険においては要件として行為性を要する記載があるため、そのような約款規定となっているのであれば、その要件として検討すべきである。）。

## 6. 精神障害免責と重過失免責との関係性

(1) 裁判例②③⑥の事案は精神障害免責とともに重過失免責も問題となっており、実務上も、外形的・客観的状况から重過失ありと判断される事案では、重過失免責と精神障害免責とを併せて主張することが多い。その際の保険者の認識は、「重過失免責が認められないならば精神障害免責が認められる。反対に、精神障害免責が認められないならば重過失免責が認められる。」という意味で補完的な関係に立つとの認識ではないか。

しかしながら、この認識については疑問がある。

まず、規定の趣旨自体が異なる。すなわち、故意・重過失免責は、故意・重過失による行為を行った者に保険金請求権行使を認めることが信義則違反であるとか<sup>26</sup>、重過失免責は、著しい不注意による傷害について保険保護の対象としそれによる保険料負担を保険契約者全般が負担させられるのはいかがなものかという一般人の常識をふまえて保護対象から除外するというきわめて商品政策的な判断に基づく<sup>27</sup>、などということが趣旨として説明される。一方、既に検討したように、精神障害免責には「信義則に反する」という趣旨は全く含まれない。

また、保険者側が重過失ありと判断する事案であったとしても、軽過失と判断され、重過失免責がそもそも適用されない可能性も当然あり得る上、裁判例⑥のように、他の事情が保険事故の主原因とされ、重過失免責も精神障害免責も認められないこともある。

したがって、保険者が客観的状況から重過失があると判断する事案でも、重過失免責または精神障害免責の「どちらかは必ず認められる」ということについては、論理的には説明が付かないと考えられる<sup>28</sup>。あくまでも、補完的な関係と説明するのは保険者側の解釈によったものであり、論理的に説明がなされているものとはいえないであろう。

訴訟上の主張としても、重過失免責に対する保険金請求者側の事理弁識能力等の欠如という主張は再抗弁となり得るものの<sup>29</sup>、精神障害免責は、重過失免責を前提としてしか主張できないような性質ではなく、あくまで別個の免責事由（抗弁事由）なのであり、訴訟法上の「予備的抗弁」とはならない。

(2) 上記述べたとおり、保険者が客観的に重過失と判断し、精神障害免責も併せて主張するような事案でも、「軽過失であり有責」と判断される可能性は論理的にあり得るが、具体的にはどのような場合が考えられるであろうか。この点に関しては、重過失（過失）の判断と精神障害の判断について「誰を」基準として判断するかが問題となる。

---

<sup>26</sup> 萩本修編・一問一答保険法 91 頁等。なお、最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3262 頁、最判平成 16 年 6 月 10 日民集 58 卷 5 号 1178 頁は、故意・重過失免責の趣旨について「公序良俗」も含まれる旨判示する。同旨の裁判例として、広島高判平成 14 年 1 月 31 日生命保険判例集 14 卷 22 頁、大阪地判平成 1 年 3 月 15 日判時 1328 号 8 頁等がある。もっとも、近時の学説は、重過失免責については、公序良俗の趣旨は含まれないとしているものが多い（山下友信＝永沢徹編著・論点体系保険法 2 358 頁〔山下典孝〕（第一法規，2014）、山下（友）＝米山・後掲注 27）437 頁等参照。）。

<sup>27</sup> 山下友信・保険法 462 頁（有斐閣，2005）、塩崎＝山下（丈）＝山野編・前掲注 9）432～433 頁、山下友信＝米山高生編「保険法解説—生命保険・傷害疾病定額保険」437 頁（有斐閣，2010）〔潘阿憲〕参照。同旨の裁判例として、大阪地判平成 21 年 5 月 15 日（保険事例研レポート 246 号 11 頁）、大阪地判平成 21 年 9 月 29 日 LLI/DB 判例秘書 ID:06451082 等がある。この点、この趣旨のみを重視するならば重過失免責と精神障害免責との趣旨は比較的近いこととなる。しかし、重過失免責の根拠付については、複数の趣旨が含まれるとの説明もなされているところである（竹濱・後掲注 33）180～181 頁参照。）。重過失免責の趣旨、意義、裁判例の整理に関する文献については、後掲注 33）参照。

<sup>28</sup> 山野・前掲注 10）12 頁参照。なお、重過失免責を保険者が主張する事案においては、行為の異常性を伺わせる間接事実が一定程度存するものと考えられ、そのような事実は、精神障害免責においても、医的な見解と併せて、適用判断における考慮事項になる。

<sup>29</sup> この点、自殺免責条項において「精神障害（障碍）中の自殺であったこと」の主張・立証責任は、保険金請求者側が負う（いわゆる再抗弁）とされている（山下（友）・前掲注 27）468 頁参照。）。

## ア 精神障害の判断基準（人的基準）

まず、精神障害の有無については、「危険に対する予知・回避能力」につき、医的観点を十分踏まえた上で、当該被保険者の個別具体的症状から判断せざるを得ない。これは、疾病免責条項適用の判断をする際と同様であり、「一般的な通常人・合理人」等を判断基準とする余地はないと考える。

## イ 重過失の判断基準（人的基準）

重過失免責の判断につき誰を基準にするかという点に関しては、大要、（A）一般的な通常人・合理人を基準とする見解<sup>30</sup>、（B）当該被保険者を基準とする見解<sup>31</sup>、（C）当該被保険者が属するグループの一般的な通常人・合理人を基準とする見解<sup>32</sup>に大別されよう。<sup>33 34</sup>

まず、（A）一般的な通常人合理人を基準とする見解は、民法の過失判断によったものといえ、保険契約においてそのまま採用することが妥当かについては疑問がある。すなわち、保険契約において重過失が免責とされている趣旨からすれば、民法上の不法行為等における責任の負担（分担）を決定する際に用いられる基準を用いなければならない必然性はないと考える。一般人全体に適用される民法という法律上、損害賠償請求権が認められるかという、行為に対する非難・無価値評価のための枠組み<sup>35</sup>にとらわれるこ

<sup>30</sup> 裁判例③等。後掲注 34) 参照。

<sup>31</sup> 山野・前掲注 10) 等。

<sup>32</sup> 福田・前掲注 17) 等。

<sup>33</sup> なお、紙幅の都合上、重過失に関する学説等については本稿に必要な限りでのみ触れることとする。重過失免責に関する裁判例、学説等を整理する文献として、福田・前掲注 17) のほか、比較的新しいものとしては、潘阿憲「重過失による保険事故招致と保険者免責の再検討（一）（二）」都法第 47 刊 2 号 81 頁以下・第 48 卷 3 号 59 頁以下（2007）、竹濱修「損害保険における保険事故招致免責」保険法改正の論点（中西生明先生喜寿記念論文集）178 頁以下（法律文化社、2009）、塩崎勤＝山下丈編・新裁判実務大系保険関係訴訟 394 頁以下（青林書院、2005）〔福田弥夫〕、斎藤真紀「判批」保険法判例百選 210 頁（有斐閣、2010）、天野康弘「重過失免責の認定と分析」保険学雑誌 622 号 141 頁以下（2013）等がある。

<sup>34</sup> 重過失の判断につき、裁判例③は、「注意義務の基準は、被保険者の立場に立った場合の通常人であって、当該被保険者そのものではない」として（A）の立場に立ち（B）の立場を否定している。

裁判例⑥は、被保険者 A が心神喪失状態であったため、「通常人としての判断力を欠く A に、自己の行為の結果を予見する注意義務を課し、その判断に従って行動するよう要求することは到底できないから、A には結果予見義務違反や結果回避義務違反はそもそも問題とならず、それゆえ重過失ということも問題にならない」としているものの、重過失免責の判断前提は（A）の立場と読める。

なお、裁判例②は、「通常の判断能力を有する者であれば、自らの年齢・運動能力を踏まえた上で、上記のような道路の状況を認識すれば、本件事故現場付近で、歩道橋（あるいは、更に離れた位置にある信号）を利用することなく車道を横断しようとするとは想定しがたいというべきである（もっとも、上記説示のような道路の形状等からすれば、機敏な動きが可能な若年層であったとしても、通常の判断能力を有する者であれば、本件交通事故の時間帯に本件事故現場付近で車道を横断しようとするとは想定し難いといえる。）」と、精神障害免責の適用の中で認定しているが、重過失免責の適用も併せて検討しているように読め、重過失免責については、（A）の立場と（C）の立場との両面からの帰結を記載しているようにも読める。

<sup>35</sup> 潮見佳男著・不法行為法 I〔第 2 版〕278 頁（信山社、2011）参照。もっとも、同書 280～284 頁は、不法行為において通説と考えられている、「合理人の能力・特性を規準として判断される注意を尽くさなかった場合」を「過失」と捉える「抽象的過失」においても、同一の社会生活グループの平均人を過失判断の基準とすることが合理的であると説明される。

とは、特別な法律関係に立っている保険契約当事者の意思には沿わない。問題となる当該保険商品の性質も考慮した上で、当該免責規定の趣旨に反しないようその適用可否が決定されるべきであるし、そうすることが問題となっている対象契約の当事者間の意思に合致するといえよう。したがって、何ら限定なく「一般的な通常人・合理人」を基準とすることは妥当でない。

(B) 当該被保険者を基準とする見解として、山野嘉朗教授は、「保険法の免責事由の趣旨を没却しないのであれば、認知症に罹患し判断能力が劣った状態にある被保険者に対して個別的な基準を適用することは可能」とし、「判断能力が減弱している被保険者に保険金請求権を認めたとしても、それが信義則に反するとか、社会的相当性を欠くということにはならないであろうし、モラル・リスクを生じさせることにもならない」<sup>36</sup>と説明される。

また、(C) 当該被保険者が属するグループの一般的な通常人・合理人を基準とする見解として、福田弥夫教授は、山野教授の上記考えに対する形で、「通常人・合理人を基準とするべきではないとする点には賛成するが、個別判断ではなく、同年齢の高齢者を基準とするべきであろう」<sup>37</sup>とされる。その理由として、「通常人・合理人を基準にした場合は。高齢者にとってあまりにも厳しくなりすぎるが、個別の被保険者の状況を基準とした場合、認知症の程度が進行すれば進行するほど重大な過失のバーが下がるという、あまりにも緩やかでおよそ一般人にとっても理解しがたい結果を伴うことになる」と説明される。

この点、(B) の見解について、確かに、重過失免責の趣旨の一つである信義則等の観点からすれば、判断能力の低下した当該被保険者を基準にしても、信義則に違反するとはいえないかもしれない。しかしながら、あくまで、過失の有無及び過失の軽重の判断は、他者との比較の上で検討されるべき問題であり、対象となる被保険者1名のみを基準にすることについては実務上採用することが難しく、一般的な「過失」の有無・軽重の判断の問題ともかけ離れすぎるとは思わないかと考える。<sup>38 39</sup>

---

<sup>36</sup> 山野・前掲注10) 11頁。続けて、「また、そのような被保険者を保護する解釈が一般の保険契約者の通常の意味に反するということにはならないように思われる。」と述べられる。

<sup>37</sup> 山野・前掲注10) 14頁〔福田弥夫教授コメント〕。

<sup>38</sup> この点に関し、山野・前掲注10) 14頁〔福田コメ〕は、「初期の認知症の場合には、通常人の基準に近い厳しい基準で重大な過失が判断されるのに対して、心神喪失一步手前の場合であれば、重大な過失を問うことはほぼ不可能になる。」とする。

<sup>39</sup> 潮見・前掲注36) 280～281頁は、抽象的過失を合理的であると説明する理由として、「共同構成員は合理人の行う合理的行動を信頼してよい」という共同体社会における共同体構成員の他者に対する信頼の保護と、「民法が理性を備えた合理人という抽象的人格を基礎として権利・利益を保障している点(抽象的に把握される人格主体)と、対等な人格主体相互での権利・利益の拡張と制約をしている点を捉えて、個々の具体的な人格主体の個人的な能力・特性を考慮することなく、合理人ならばどこまでの権利・利益を許容され、その先の権利・利益を制限されるかという観点から合理人として尽くすべき注意を問題にしている」点を挙げる。ここから検討しても、保険契約においても、そのグループ(共同構成員)を観念できるのであれば、そのグループ内の平均人を基準とすることが妥当といえ、それ以上に、当該被保険者を基準とすべき特別な理由はないものと考えられる。

また、(C)の見解において、福田教授は、基準とするグループの設定を「同年齢の高齢者」とされるが、その論拠は明確には示されていない。私見としては、信義則以外の趣旨である、保険契約者全般が保険料を負担することに納得感がないために一般人の常識をふまえて保険保護の対象から外すといった重過失免責の趣旨をも加味するのであれば、同年齢の高齢者ではなく、保険料等の保険契約における条件が同様である被保険者集団を一つのグループとし、その中の通常人・合理人を基準とすべきではないかと考える。

もっとも、このように考えると、一般的に災害関係特約単体では、年齢や性別によって保険料は変化しないため、(C)の考え方によっても、被保険者全体の平均としての一般的な通常人・合理人を基準とせざるを得ず、結局のところ、(A)の見解と同様の帰結ということにもなりそうである。しかしながら、災害関係特約は、そもそも主契約がなければ付加できない特約であり、保険期間や保険料払込期間も通常主契約と同様であって、その主契約自体の保険料は年齢・性別によって変わるのであるから、当該主契約の保険料等の条件を基準にグループを設定することが妥当であると考えられる。また、このように考えても、当該免責規定の趣旨たる保険契約者全体の「納得感」という点は担保できると考えるし、「一般人の常識」にも合致するものと思料する。<sup>40</sup>

このようなグループを設定した上で、当該グループ内での「一般的な通常人・合理人」を基準とすることが、保険者・保険契約者の合理的意思にも沿うこととなろうし、他の保険契約者からの納得感も担保できると考えられ、実務上も採用し得るのではないかと考える。

#### ウ 精神障害免責と重過失免責の適用関係

以上の検討によれば、保険者側で外形的、客観的状況から重過失と判断される事案においては、まず、当該被保険者に精神障害免責が認められるかの判断を行い、この判断においては当該被保険者限りの事情を個別具体的に検討すればよいこととなる。

ここで、精神障害状態が認められない場合、すなわち、危険予知・回避能力がなかったとは認められない場合には、次に、その被保険者が属する被保険者集団をグループとして、当該グループ内における一般的な通常人・合理人を基準に、重過失の有無を判断する。

そうすると、当該被保険者には過失は認められるものの、重過失までは認められない(当該グループ内では「重大」といえない)との結論となることは十分に考えられる。

福田教授は、「認知症罹患の被保険者について考えると、重過失免責と精神障害免責の

---

<sup>40</sup> 一方、傷害保険等においては、年齢・性別による保険料の変化がないことは同様であり、傷害保険自体が主契約であるため、そのグループの設定については同じ保険商品の被保険者全般を基準にするしかないものとする。すなわち、(A)の基準に近いこととなり、同じ被保険者集団(職種等による集団が異なる場合にはその集団)限りでグループを設定し、それを基準とすることとなる。もっとも、様々な属性の人々が全く同一の保険料において混在する保険商品の性質上、このように考えることも致し方ないであろう。

根拠は確かに異なるが、実際に選択的な適用を考慮せざるを得ない。しかも、保険者免責という点から両者は同じ効果を生じさせるのであり、症状が初期の段階と進行して精神障害に至った場合には保険者免責になるが、症状が中間的な場合には保険者有責という結論には違和感を覚える。」<sup>41</sup>と、認知症罹患者の症状の軽重によって、免責されるか否かの判断が異なることについて違和感があると指摘されるが、上記の検討過程に沿って考えれば、違和感はなくなるのではないか。

認知症等という個別の症状の軽重という点に関しては、あくまで精神障害免責適用に関して判断されるべきである。すなわち、多少の認知症状が出ていてもそれが当該被保険者の属するグループにおいては一般的といえれば、そのことのみが重過失免責において考慮される一事由となるのであり、当該被保険者の個別具体的症状（症状の軽重）は、「当該グループでは一般的であるか否か」という限りでしか考慮されるべきではないと考える。

なお、実務上は、保険金請求時にどれだけの資料が保険者側の手元にあるかは事案によって異なるものといえ、訴訟における現実的な抗弁としては、（故意・）重過失免責を主張した上で、精神障害免責は「予備的に」主張することとなることが多いと考えられるものの、論理上は上記のような検討過程（すなわち、全くの別物として検討）とすることで、両者の関係性がいくらかすっきりとするのではないだろうか。<sup>42</sup>

## 7. 精神障害免責の合理性（一般消費者の目線から）

### (1) 不当条項とされる可能性の有無

以上述べてきた趣旨から意義を検討する限り、精神障害免責が消費者契約法10条によって無効となる、または、不当条項として解釈を制限されるといったことはないように思われる（この点につき、裁判例①に関する注47）参照。）。<sup>43</sup>

<sup>41</sup> 山野・前掲注10）14頁〔福田コメ〕。

<sup>42</sup> この点、訴訟においては、他の民事や刑事でも、順序としては「重過失」の方が先に主張としては出てくるといえる。すなわち、民事であれば、損害賠償等を請求する者が過失を主張し、それに対して、相手方が心神喪失等を主張するものと考えられ、刑事においても、責任能力があるとして重過失傷害等の罪名で起訴するが、弁護人側が心神喪失等を主張することという順序になろう。

<sup>43</sup> 保険約款上の規定が消費者契約法10条違反として無効とされるか否かの考察については、山下友信「判批」消費者法判例百選54頁（有斐閣、2010）、落合誠一「消費者法の進展の中での保険契約の諸問題」生命保険論集171号1頁以下（2010）、山下友信「消費者契約法と保険約款—不当条項規制の適用と保険約款のあり方—」生命保険論集139号1頁以下（2002）参照。山下友信教授は、後者の論文において、我が国においては消費者契約法の制定前から保険契約に関する不当条項規制がかなり厳しくされていたことを指摘し、ドイツの判例や学説を参考に、災害特約の保険金支払事由の規定の仕方に関し、「約款だけ見てもわからないようなもので保険金の支払いが決まってくるのはおかしいではないかということがいわれておりましたが、それなども透明性原則ということから考えればまさに大いに問題となる点であろう」とドイツ法を基礎に指摘される（43頁）。この「透明性」という観点からは、多義的な意味を持つ「精神障害」という文言は不透明といわざるを得ないが、その文言に該当するものにつき広範囲にわたって免責を主張するのではなく、そもそも精神障害の状態を制限して適用することを前提とすれば、無効や不当条項等として制限されるということにはならないであろうと考えられる。



この点、「精神障害」という文言自体が一義的ではなく、さらには、精神障害免責と心神喪失免責とが殆ど同意義であることを本当に消費者が読み取れるかどうかは疑問であり、むしろ、上記検討によれば、「精神障害」という文言より「心神喪失」という文言の方が解釈の幅が狭く、規定の趣旨に沿っているものともいえよう。<sup>44</sup>もっとも、規定の意味を「危険を予知・回避することができない状態」と制限的に解釈適用することで、規定の合理性は確保されているといえ、消費者に著しく不利とはいえないと考える。<sup>45</sup>

しかしながら、消費者の目線に立ったときには、以下の違和感があるのではないか。

## (2) 約款規定の並び方

ア 冒頭に述べたとおり、災害関係特約の免責規定では、法定免責条項のである被保険者の故意・重過失に加え、泥酔、犯罪行為、無免許運転、酒気帯び運転等と並ぶかたちで精神障害免責が規定されている<sup>46</sup>。

これらの規定を一見する限り、その強弱はあると考えるものの、被保険者の行為自体に対する一定の社会的非難が向けられるものと考えられ、これらの状態下での免責となっても一般的にはやむなしと、消費者からみて受け入れやすい事由が並んでいるように思える。また、裁判例④のごとく、違法薬物や危険ドラッグ等により精神障害状態・心神喪失状態となった者が精神障害免責・心神喪失免責となることは、他の免責事由との平仄が合っていると感じる<sup>47</sup>。

しかし、検討してきたとおり、免責事由における「精神障害」には、重度認知症や統合失調症等、被保険者自らに非難可能性がなく発症したものも含まれるのであり、そのような精神障害により免責がされるということについては、上記他の免責事由との並びや文言の多義性に鑑みると、消費者からは違和感があるのではないかと考える。

イ 実際に検討した裁判例においても、そのような違和感が見て取れる部分がある。

---

<sup>44</sup> また、実務書等が説明する規定の趣旨からすれば、「重度精神障害」等と表現した方が保険者の意図が明確になるとの意見も考えられるが、規定の文言に規範的な概念を入れ込むことは解釈に幅を広げ得る結論となることから望ましいとはいえないであろう。

<sup>45</sup> 判例上、問題となる条項が、相当に不合理といえるような場合でなければ無効とされないと考えられる（約定事項が消費者契約法 10 条に違反するか否かに関し、敷引特約に関する最判平成 23 年 3 月 24 日民集 65 卷 2 号 903 頁では、対象特約が「あながち不合理なものとはいえない」とし、また、更新料特約に関する最判平成 23 年 7 月 15 日民集 65 卷 5 号 2269 頁では、「およそ経済的合理性がないなどということとはできない」などという表現を用いている。)

<sup>46</sup> このうち、無免許運転、酒気帯び運転の免責規定は、災害との因果関係は必要とされない、いわゆる状態免責とされている（「…運転をしている間に生じた災害」と規定されていることから明らかである。また、生命保険協会・前掲注 8）101 頁等。)

<sup>47</sup> 無免許運転免責等が状態免責であることなどから、正確にそのようにいえるかは別として、感覚としては、「故意・重過失免責」が認められそうな類型のように見え、いわゆる「原因において自由な行為」の理論が妥当しそうな免責事由と感じる。なお、「原因において自由な行為」の理論について、民法理論においては、不法行為理論の「行為」につき、「心神喪失の原因となった時点での挙動をもって『行為』と捉え（原因において自由な行為）、これを帰責評価の対象とすることができる（民法 713 条但書参照。この但書について、民法学説は、民法 709 条に該当する一場面を注意的に規定したものに過ぎないと捉えるが、こうした理解も、原因行為をもって『行為』と捉えることを暗黙の前提としている。…）」と説明される（潮見佳男・不法行為法 30 頁（信山社、2004））。

まず、裁判例①の原告は、「人間は老齢化に伴い、必然的に痴呆症（認知症）に罹患するものであるところ、罹患につき本人には何らの責任は存せず、また、回避しえない事態なのであるから、老人性痴呆をして保険金支払除外事由に該当するとすれば、保険契約締結の目的を達しえないことは明らかで、老人性痴呆であることにより、精神障害の一態様として共済金の免責事由に該当すると解釈を取ることとは不当」と主張する。<sup>48</sup>

また、裁判例③においては、判決が、「Aが認知症に罹患したこと自体には何らの非難可能性もないから、原告らが、重過失の判断の際に同事情が考慮されるべきである旨主張するのは無理からぬところがある」としている。これは、重過失免責の判断の中での考慮ではあるものの、当該事案においては、精神障害免責の適用を避けるために認知症が比較的軽度であったという主張を原告がしている節があり、やはり、精神障害免責において認知症も含まれるという考えに対する違和感の一つとして捉えられよう。

ウ このように、消費者側としては、何ら非難可能性のない事由に伴って免責となることに違和感を覚えると考えられ、その違和感は、他に並列的に規定されている免責事由との比較によって、より大きなものを感じられているのではないかと思われる。

### (3) 精神障害免責の意義等の保険契約者等に対する説明

また、約款・しおり等、消費者側に交付・開示される説明資料には、精神障害免責に関する記載が殆ど見当たらない。検討してきたとおり、当該免責規定の手掛かりとなるのは、保険者側が約款解釈に用いる実務書等のみであり、そのような状態では契約者に対する説明が十分になされているとはいえないとの主張がされるおそれがあるのではないだろうか。

特に、高齢となった際に転換契約を締結するような、生命保険に付帯する災害関係特約においては、対象となる被保険者の高齢化によって認知症等の発症率が高くなっていることは自明といえ、つまりは、精神障害免責適用の確率が高くなっているといえる。

したがって、一般的にその趣旨等を記載しておく必要性とともに、特に高齢となった被保険者に関して転換契約を締結する際等には、精神障害免責の趣旨及び適用に関する説明がより重要となってくると考える。そのような説明を行うことにより、上記違和感を原因とした紛争化（裁判まで発展しないものも含め）は避けられる可能性が高いのではないか。

---

<sup>48</sup> この点に関し、判決は、「保険約款の文言の解釈として…原告の主張を採用するのは、その文言からあまりにかけ離れるもので、困難というほかないし、実質的にみた場合、夫を不慮の転落で失った妻の心情は十分理解し得るところではあるが、災害等により不慮の事故で死亡した際に、共済金を増額するという趣旨の本件特約の性質から見て、被共済者の泥酔や精神障害を原因とする災害（これらの損害は、全く不慮の事故というべきものでなく、一般的に事故発生の可能性が相当程度予見される性質のものであり、本件においても、抽象的には転落事故の発生が予見されていたものである。）が除外されたとしても不合理であるとは認めがたい。」〔下線は筆者加筆〕と判示している。この判示からすれば、支払がオール・オア・ナッシングとなってしまうような傷害保険においては別の結論となり得る余地が多少存するものの、災害関係特約においては特段不合理とか不当であるとは捉えられていないものといえよう。

#### (4) 小括（適用に関する消費者の納得感）

山下友信教授は、裁判例③のコメント中、重過失の認定に関してではあるが、「実務上も一般人からみて納得感のない結論を導くのは慎重であるべきであろう」<sup>49</sup>とされる。

この点、精神障害免責に関して一般人からの納得感を担保するためには、その適用の前提として、その趣旨・適用範囲に関する説明を明確にしておく必要があると考える。

精神障害免責自体は、前述したとおり、不当条項等として無効といったことにはならないであろう。しかしながら、災害割増特約などは、一般的に主契約の保険金と同等の金額が払われる商品なのであり、免責規定の適用の有無は消費者側からすれば重大な関心事である。そのため、上記免責規定の並び方や、説明不十分である場合を想定するとき、保険者の説明義務違反等と主張される可能性が全くないとはいえないし、裁判に発展しないまでも、消費者側のクレーム等無用な紛争を発生させかねないのではないかと。<sup>50</sup>

したがって、精神障害免責に関して、一般消費者から見ての納得感を担保するためには、その趣旨説明や適用範囲に関する説明を事前に十分行い、その趣旨自体を理解してもらう状態とした上で、実際の適用に関しても、客観的事実及び医的見解に基づき慎重に運用すべきが望ましいと思料する。<sup>51</sup>

## 8. おわりに

以上みてきたとおり、精神障害という言葉は多義的であるものの、精神障害免責の趣旨から考察すれば、事故当時、個々の被保険者における危険に対する予知・回避能力（事物の理非善悪を弁別する能力）があったか否かという点をメルクマールとして制限的に解釈運用すべきであり、その判断は、客観的状況及び医的見解から具体的に判断

---

<sup>49</sup> 福田・前掲注 17) 11 頁〔山下友信教授コメント〕。

<sup>50</sup> 落合・前掲注 43) は、同論文の随所で、保険者が一般消費者を顧客にしているがゆえに、約款の規定ぶりや、顧客に対する情報提供・説明には誠実な対応が求められていることを述べられる（同論文 28 頁）が、同時に、情報提供・説明義務の程度に関しては、約款・しおり等の対応として、「契約者の方で読もうと思った時に読める状態が確保されていること」が一番重要なポイントであると述べられ、情報提供あるいは説明義務を過度に課すことについては「合理性に疑問がある」とされる（34～35 頁）。また、同教授は、落合誠一＝山下典孝編・新しい保険法の理論と実務〔別冊金融・商事判例〕11 頁（経済法令研究会、2008）において、保険者に対し、保険契約者等への情報提供の充実や保険約款の明確性を課すことにより、「保険をめぐる不満・苦情・紛争を軽減させる」ことが期待できるとされる。

<sup>51</sup> 裁判例⑥が、簡易生命保険における「精神障害中に招いた事故」に関して、「保険金請求を認めるのが公平でない」と判断される場合を規定したものと解すべき」と判示しているのも、消費者側の納得感に依拠しているものと捉えられる。また、秋田地判昭和 31 年 5 月 22 日下民集 7 卷 5 号 1345 頁は、重過失免責の判断に関し、「保険者の一方的に決定された約款に基づいてのみ契約をなすに過ぎない保険契約のような附合契約の場合においては、一般人が容易に理解し得るよう規定するを望ましいものというべく、保険契約における免責条項においては、殊更に条項の概念の明確は望ましいものというべきを以て、本件免責条項としての『重大な過失』という如き抽象的条項の解釈に際しては附合契約における一般人の理解という点を考慮してなされるべき」であり、「被保険者の重大な過失とは、保険者に免責を与えることが当然であると一般人が認めうるような保険者の過失と解すべき」としており、これも重過失に関してではあるが、消費者側の納得感について考慮したものの一例であると考えられよう。

するほかなく、かつ、精神障害状態となった原因は問われないということとなろう。

また、精神障害状態と災害（傷害）との間に因果関係が認められるためには、対象となる事故の発生に当該被保険者の行為性が必要となると考えられる。

重過失免責との適用関係においては、精神障害免責は、重過失免責とは全く別個の免責事由であり、理論的には補完し合うものではないのであるから、別個の規定として考察をすることで足り、かつ、それが望ましいものとする。

もっとも、精神障害免責の規定の並びや、実務上の説明の有無・強弱を考えると、消費者としての違和感をなくし、適用の際の納得感を担保できているかについてはいささか疑問であり、高齢化する我が国における今後実務の運用においては、より慎重さが必要となってくるものといえよう。

以 上